

企 第 40 号

令和 3 年 (2021 年) 8 月 23 日

小田原市総合計画審議会長 様

小田原市長 守屋 輝彦



第 6 次小田原市総合計画基本構想・実行計画案について (諮問)

第 6 次小田原市総合計画の策定にあたり、基本構想・実行計画案について、小田原市附属機関設置条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。